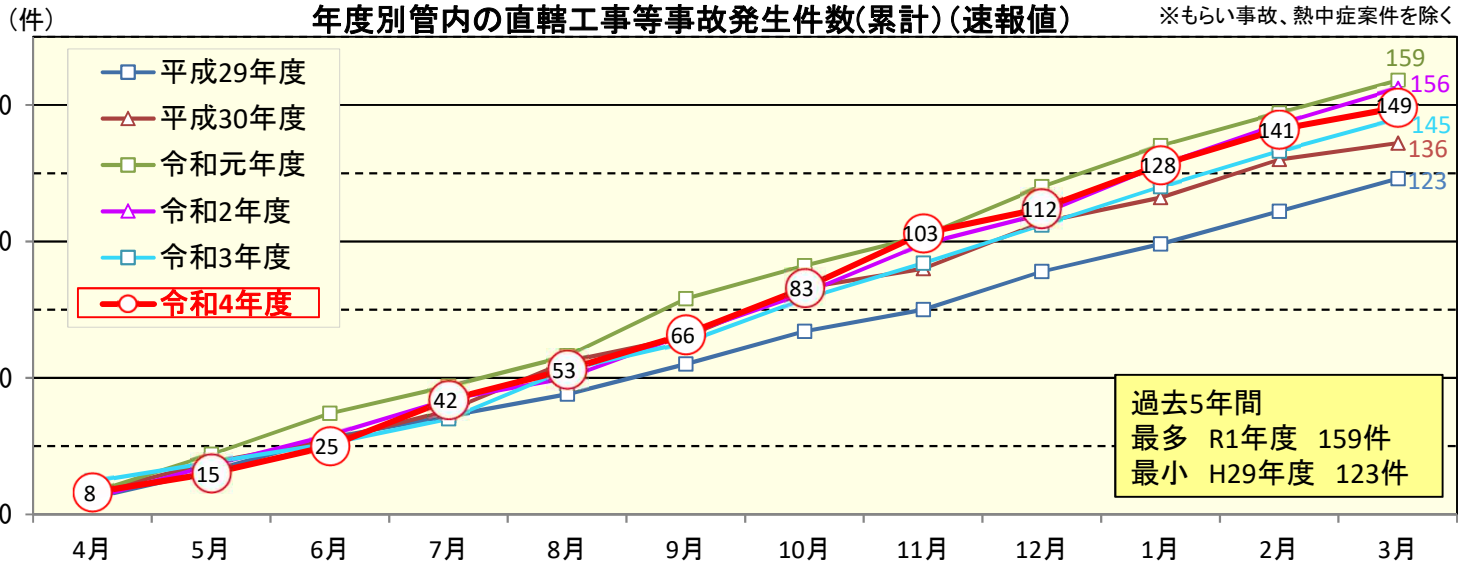


## 令和4年度 直轄工事等事故の発生件数

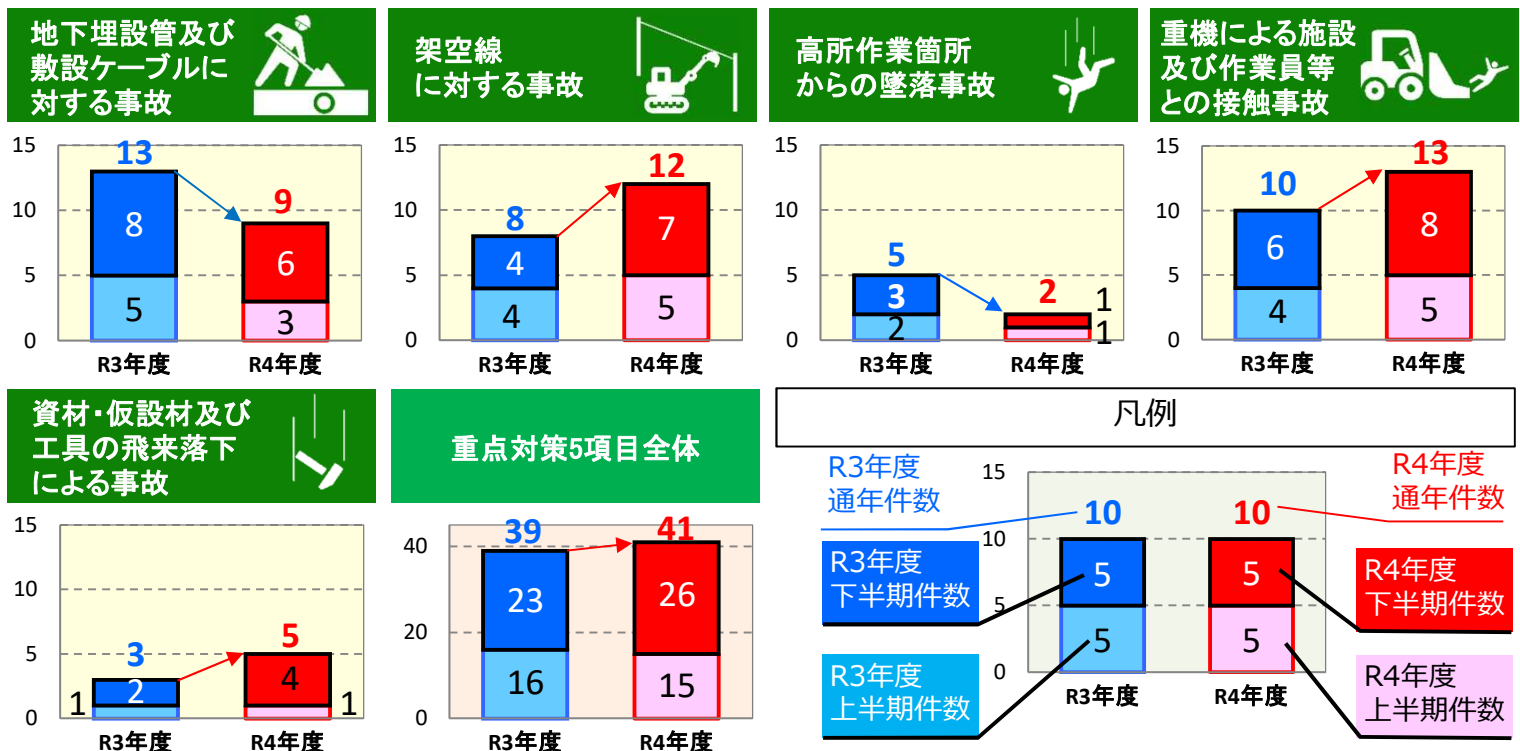
令和4年度における近畿地方整備局管内の直轄工事等の事故発生件数、工事等事故防止重点対策5項目の事故発生件数は以下のとおりとなりました。



令和4年度は**149件の事故が発生し、死亡事故が2件**発生しました。平成29年度から令和3年度までの5か年平均事故発生件数(144件)を上回っており、さらに死亡事故も発生しており、深刻な事態と言わざるを得ません。

令和5年度は、関係者一丸となって事故件数減少、死亡事故ゼロを目指しましょう。

## 令和4年度工事等事故防止重点対策5項目の発生件数(速報値)



令和4年度の重点対策5項目全体では、令和3年度から2件増加し、**41件発生**しました。5項目のうち架空線事故・重機接触事故・飛来落下事故が昨年度より増加しており、特に**架空線事故と重機接触事故が10件を超える件数**となっています。

重機接触事故は平成25～30年度は年5件以下でしたが、令和元年度以降は毎年10件以上発生し、令和4年度はさらに増加し、13件発生しました。基本的な安全対策を周知・徹底して事故を防止しましょう。

**より一層の安全対策の工夫を図り、1件でも事故を減らしましょう！**

# 令和5年度の工事等事故防止重点対策項目を決定！

近畿地方整備局では、管内の直轄工事や現場作業を伴う業務において、公衆への大きな影響をおよぼす恐れのある事故やひとたび発生すると重大な事故に繋がる恐れのある事故を「工事等事故防止重点対策項目」と位置付け、重点的に事故防止に取り組んでいます。

令和5年度も令和4年度に引き続き以下の5項目を重点対策項目に決めました。関係者一丸となって事故防止に取り組み、事故を減らしましょう。



## ①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故



## ②架空線に対する事故

※柱、支線含む



## ③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう  
※滑落含む



## ④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう（架空線は②に含む）  
※重機の転倒を含む



## ⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

※壁等の倒壊による上方からの落下を含む  
※強風による資材などの飛散を含む  
※UAVの落下を含む



## その他、工事等事故防止に向けた留意事項

工事等事故の防止にあたっては、「作業員等への安全教育」、「資機材の安全点検」、「第三者に対する安全対策」の徹底が重要なポイントです。

下記内容については漏れなく実施するとともに、実施状況や確認状況を書面で保管するようにしましょう。

- 作業手順や作業指示に関する打合せ
- 作業当日のKYミーティング
- 新規入場者に対する安全教育
- 担当作業員、担当オペレータの保有資格等確認
- 施工計画書等に記載された安全点検、安全巡視等
- 現道工事等における第三者に対する作業内容等の案内
- 第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

近畿地方整備局のホームページでは工事等事故防止のための安全教育資料を公開しています。現場での安全教育に活用ください。

近畿地方整備局ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/>

